

別紙④

事業者登録規約（給湯省エネ事業）

給湯省エネ事業（以下、「本事業」という。）は、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年 12 月 2 日 20221111 財資第 11 号。）（以下「交付要綱」という。）に基づき、給湯省エネ事業事務局（以下、「本事務局」という。）が登録し公表する高効率給湯器（以下、「対象機器」という。）の導入を行う新築住宅の建築及び購入、リフォーム工事並びにリース利用（以下、「補助事業」という。）に対して、補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を行う事業です。

第 1 条 給湯省エネ事業者

1. 給湯省エネ事業者とは、次条に定める補助対象者と補助事業に係る工事請負契約、不動産売買契約、リース契約及びエネルギー売買契約を締結する者で、本事務局に登録された者を行います。ただし、本事務局及び国（以下、「本事務局等」という。）は給湯省エネ事業者として登録された事業者に対して何らその優良性を認定するものではありません。
2. 給湯省エネ事業者としての登録を希望する者は、事業者登録規約（住宅省エネ 2023 キャンペーン）に基づき住宅省エネ支援事業者（以下、「住宅省エネ支援事業者」という。）としての登録を申請する際に、又は住宅省エネ支援事業者としての登録を受けた後に、本事業への参加を申告することによって、登録を受けるものとします。
3. 本事業者登録規約（給湯省エネ事業）（以下、「本規約」という）に基づき、給湯省エネ事業者として登録されるためには、以下①の要件（以下、「参加要件」という。）が満たされていなければなりません。登録後に参加要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該登録事業者は、直ちに本事務局にその旨を通知しなければならないものとします。通知を受けた場合、又はその他参加要件のいずれかを満たさなくなったことが明らかな場合は、本事務局は、速やかにその登録を停止（本規約第 8 条第 2 項に規定）するものとします。
 - ① 事業者登録規約（住宅省エネ 2023 キャンペーン）に基づき住宅省エネ支援事業者として登録を受け、かつ当該登録の要件を充足しており、当該登録を停止されていない者

第 2 条 補助対象者

補助対象者とは、本事業の利用を希望する消費者等（以下、「消費者等」という。）のうち、給湯省エネ事業者と工事請負契約、不動産売買契約、リース契約（賃貸借契約）又はエネルギー販売契約を締結し、対象機器の導入を行う住宅所有者等をいいます。

第 3 条 給湯省エネ事業者の責任

給湯省エネ事業者は、以下①～⑧に掲げる事項全てについてその責任を有します。

- ① 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）、本事務局が作成するマニュアル及び規約（本規約を含む。）並びに本事務局等が行った告知・発表等（以下、「マニュアル等」という。）に定める事項の遵守
- ② 本事務局が本事業のホームページやメールの送信を通じて行う連絡事項の確認
- ③ 消費者等に対して、本事務局が定めるマニュアル等及び「交付申請同意事項」の内容について説明を行うこと
- ④ 補助対象者から受託した本補助金の交付申請手続きを遅滞なくまた適正に実施すること
- ⑤ 住宅のリフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供すること
- ⑥ 補助事業の経理等に係る書類を保管する補助対象者に、当該保管に必要な書類の返却及び引継ぎを行うこと
- ⑦ 補助対象者が不正、虚偽により本補助金の交付申請を行う、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告を行うこと
- ⑧ 本事業の適正かつ円滑な運営のために本事務局及び国が行う調査及び活動への協力

第 4 条 交付申請の手続き

補助対象者は、本事務局が定める所定の「給湯省エネ事業 交付申請等委任状」（以下、「委任状」という。）より、給湯省エネ事業者者に本補助金の交付申請手続きを委任します。委任を受けた給湯省エネ事業者は、遅滞なく本事務局が提供する本補助金の交付申請のための Web システム（以下、「住宅省エネポータル」という。）により交付申請を提出しなければなりません。本事務局は、提出された交付申請書類に不備又は不足を発見した場合、住宅省エネポータルを通じた通知又は電話により確認を行うことがあります。給湯省エネ事業者は本事務局からの確認について、指定される期限までに回答しなければなりません。

第 5 条 本事業の留意点

給湯省エネ事業者は、本補助金の交付申請にあたり以下①～④の留意点について理解しておかなければなりません。

- ① 本事業の予算には限りがあり、令和 5 年 12 月末以前であっても、交付申請が予算上限に達した段階で受付を終了すること。よって、可能な限り早い時期に本補助金の交付申請を提出することが望ましいこと
- ② 同一の補助事業について、こどもエコすまいる支援事業補助金交付要綱（令和 4 年 12 月 2 日国住生第 250 号。）に基づき実施されるこどもエコすまいる支援事業（以下、「こどもエコすまいる支援事業」という。）と重複して補助金の交付を受けた、又は受けようとした場合、その事由によらず本事業において当該補助事業に対する補助を受けられないこと
- ③ 本補助金の交付額は、交付申請を行った額から減額されることがあること
- ④ 本規約第 7 条の①～⑨に反する疑いがある場合、本事務局等が行う調査及び確認（現地確認を含む）に応じなければならないこと。また、同条④に該当する疑いがある場合、本事務局は当該他の補助金の所管先に対して、当該交付申請の情報を提供し、合同して調査及び確認を行うことがあること

第 6 条 従業員等への周知

給湯省エネ事業者は、本事業に関わる従業員及びその取引先等（以下、「従業員等」という。）に対して、給湯省エネ事業者の業務、責任、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第 7 条 禁止事項

給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）及びその従業員等は、以下①～⑨に掲げる行為を行ってはなりません。

- ① 不正、虚偽により給湯省エネ事業者の登録を受け、又は登録を申請すること
- ② 不正、虚偽により本補助金の交付申請の手続きをすること
- ③ 給湯省エネ事業者の登録申請日以前に着工した補助事業について交付申請をすること
- ④ 本補助金の補助対象機器に対して、こどもエコすまいる支援事業を含む国庫補助を財源とする他の補助金を併用して、交付申請をすること
- ⑤ 消費者等に対して、本事業の制度及び本事務局等の名称、商標、又は称呼等を用いて、当該給湯省エネ事業者が取り扱う補助事業の優良性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること
- ⑥ 本事務局等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- ⑦ 本事務局等に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される本事務局との間の契約上の地位について、本

事務局の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

- ⑧ 本事務局等及び消費者等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
- ⑨ その他、本事務局等が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び本事務局等との信頼関係を損なう一切の行為

第8条 登録の停止

1. 本事務局は、給湯省エネ事業者又はその従業員等が本規約を含むマニュアル等に規定した事項に反する行為を行い、又は行おうとしたと本事務局が判断した場合、給湯省エネ事業者としての登録を停止することがあります。
2. 給湯省エネ事業者の登録停止を受けた給湯省エネ事業者は、本規約第4条に基づく交付申請を代行することはできません。また、すでに申請済みであっても、補助事業の全部若しくは一部に対して補助金を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を消費者等に対して命じることがあります。

第9条 本規約の変更等

本事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業のホームページ及び住宅省エネポータルにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更が給湯省エネ事業者一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、又は変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、本事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第10条 免責

1. 本事務局等は、本事業に関して、給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、本事務局等の故意又は重過失によるものである場合には、本事務局等は、当該給湯省エネ事業者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。
2. 本事務局等は、本事業に関して、給湯省エネ事業者と、第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第11条 本事務局による個人情報の利用

本事業において本事務局が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、本事業のプライバシーポリシーが適用されます。給湯省エネ事業者は、補助対象者が本事務局に提供する補助対象者の個人情報について、本事業のプライバシーポリシーに従って利用、保管及び管理等されることについて、補助対象者の同意を取得するものとします。

第12条 給湯省エネ事業者の秘密保持義務及び個人情報保護義務

1. 給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、本事務局等から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとし、ただし、本事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
2. 給湯省エネ事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。
3. 給湯省エネ事業者は、本事務局から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、給湯省エネ事業者が負担するものとします。
4. 給湯省エネ事業者は、秘密情報及び個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
5. 本事務局が要求する場合、給湯省エネ事業者は、秘密情報及び個人情報の管理状態を本事務局に報告するものとします。また、本事務局は、給湯省エネ事業者に対し、事前の書面による通知により、本事務局が給湯省エネ事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、給湯省エネ事業者の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。
6. 本事務局及び給湯省エネ事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、本事務局と給湯省エネ事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとします。
7. 本事務局及び給湯省エネ事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。

第13条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、本事務局と給湯省エネ事業者又は給湯省エネ事業者になろうとする者との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 雑則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとする。

制定日 令和5年1月17日